

札幌第 5412 号
平成 26 年（2014 年）3 月 20 日

市内医療機関 病院長 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
天 田 孝
(公 印 省 略)

障害支援区分の施行に伴う医師意見書の様式変更等について

日頃より、札幌市の障がい福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、市町村では、障がいのある方から障害者総合支援法による介護給付等の申請があった場合、「障害程度区分」を認定の上、サービスの支給決定を行っておりますが、今年 4 月より区分制度が「障害支援区分」へと見直されることとなりました。

この見直しに伴い、医師意見書の様式につきましても、別添のとおり変更されますので送付いたします。

なお、医師意見書に関しましては、市町村が区分認定を行う上で、主治医の医学的観点からの意見を反映させるための重要な資料となります。作成にあたっては、記載の手引きをご参照いただき、これまでと同様、障がい及び疾患に応じた特性を具体的に記入いただくなどのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 障害支援区分について

障害者総合支援法に基づく、障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す指標。

※ 平成 26 年 4 月以降、新たに介護給付等を申請される方、もしくは現行の障害程度区分の更新手続きが必要となる方から、順次、障害支援区分に切り替わります。
各区役所から医師意見書の作成をご依頼する都度、必要な様式を送付いたします。

2 医師意見書について

(1) 変更後の様式

別添のとおり。

※ 項目の順番の入れ替えや統合、文言の修正などがありますが、基本的な記載事項に大きな変更はありません。

(裏面もご覧ください)

(2) 留意事項

ア 麻痺、関節の拘縮（様式表面2-(3)及び(5)）

麻痺、関節の拘縮がある場合、部位ごとに該当する程度（軽・中・重）に直接☑をご記入ください。（これまでと同様、知的または精神障がいの方の場合も、身体的な疾患などで麻痺や関節の拘縮がある場合、漏らさずご記載いただくようお願いいたします。）

イ 筋力の低下、関節の痛み（表面2-(4)及び(6)）

過去6ヶ月の症状の変動について、改善・維持・増悪のうち該当するものに☑をご記入ください。

ウ 精神症状・能力障害二軸評価、生活障害評価（裏面3-(2)及び(3)）

身体、知的、精神など障がいの種別に関わらず、「医師意見書記載の手引き」P14～P17をご参照いただき、合致する番号に☑をご記入ください。

※ 身体障がいの場合などで、精神症状等が全くないときは、選択肢「1」に☑をご記入ください。

エ 経管栄養（胃ろう）（裏面4）

腸ろうの場合も☑をご記入ください。

3 札幌市ホームページへの掲載

新しい医師意見書の様式、記載の手引きなど関係資料につきましては、札幌市ホームページからもご確認いただけます。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-1_kaiseihoan.html

4 添付資料

(1) 医師意見書（様式）

(2) 障害者総合支援法における障害支援区分 医師意見書記載の手引き

〔連絡先〕

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課給付管理係 担当：三岸

TEL：011-211-2938 / FAX：011-218-5181

E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp